

通知預金規定

2020年 4月 1日 現在

1. (預入れの最低金額)

通知預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口5,000円以上とします。通帳式の場合預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の措置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を措置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は100円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は通帳とともに提出してください。
- (2) 解約は預金一口ごとに取り扱います。その一部の解約はいたしません。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める事があります。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (通知預金共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、通知預金共通規定が適用されます。

9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上